

# 小児慢性特定疾病医療費助成の申請手続きが変わります！

令和5年10月1日から、小児慢性特定疾病医療費助成制度が変わり、申請手続きも変更があります。ご確認のうえ、ご申請いただくようお願いいたします。

## 新制度

### ● 小児慢性特定疾病医療費の支給認定の開始日を遡ることができます

医療費の支給認定開始日は、既に治療が始まっても「申請日」から認定となっていました。が、「診断年月日(意見書に記載)」へ遡ることが可能になります。ただし、遡ることができるのは、申請日から原則1か月以内、やむを得ない理由※1があるときは最長3か月までです。

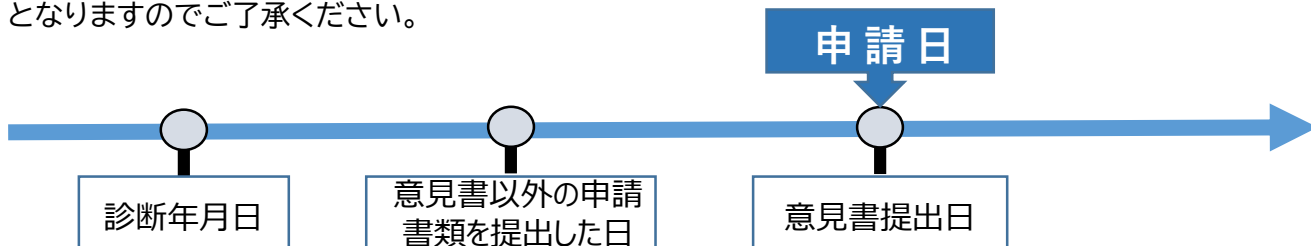
遡及の詳細については、同封の「小児慢性特定疾病と診断された方、保護者の皆さまへ(厚労省作成)」をご確認ください。

※1 医療意見書の受領に時間を要した、診断後すぐに入院することになった、大規模災害に被災した 等

## 主な変更点

### ● 医療意見書の提出日が申請日となります

10月1日以降は、上記の遡及が適用されるため、**意見書の提出をもって申請日**とします。今後も意見書がない状態で来所頂いた場合も申請書等の受領はいたしますが、後日意見書を提出頂いた日が申請日となりますのでご了承ください。



### ● 電子申込システムでの仮受付を終了します(令和5年10月1日～)

## 留意事項

※ 遡りが適用されるのは、新規申請と疾病の追加・変更のみで、記載事項変更や自己負担上限額の変更申請は従来の対応から変更ありません。

※ 支給認定有効期間内に更新申請を行わず、新規申請になった場合でも、遡りの対象となります。遡りの結果、支給認定有効期間が切れ目なく続く場合は、更新申請扱いとします。

※申請日時点で18歳以上であっても、診断年月日が18歳未満であり、診断年月日まで遡って認定することが適当であれば、認定可能です。

※ 1か月の遡りは、申請日が属する月の前月の同日で計算します。(前月に同日が無い場合は、その末日)

※ 支給開始日から申請日までの間に、自己負担上限額及び重症・人工呼吸器等の認定に変更が生じていた場合は、申請時点の書類・状況をもとに適用します。